# - 62

#### 二十四 第65条の5(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)関係

	改			正			後				改			正		前	
(農地保有	の合理化等の	の証明書の	の区分-	一覧表)					(農地	也保有の	の合理化等の	の証明書	の区分-	一覧表)			
65 の 5−2									65 の	5-2							
別表 4	農地保有	の合理化等	等に関す	する証明	書の図	区分一覧表			另	表 4	農地保有の	の合理化	等に関っ	する証明書の図	区分一覧表		
区	分	内	容	発 行	者	根拠条項	備	考		区	分	内	容	発 行 者	根拠条項	備	考
~~~~	~~~~		~~~	<del></del>	~~~			~~~~	~	~~~	~~~~	~~~	~~~	*******	******		~~~
⑦ ······									7								
		森林	法施行	-								森村	木法施行				
		規則第39	条第2	-								規則第1	3条第2				
		項第2号	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •									項第25	<u></u>				
	~~~~		~~~	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	~~				\{\{\}		~~~~		****	<b></b>		~~~	

#### 二十五 第65条の7~第65条の9(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)関係

改	正	後	改	正	前		
(事業の用に供しなかった買	買換資産に係る特別償却等	<del>}</del> )	(事業の用に供しなかった	買換資産に係る特別償却	等)		
65 の 7 (3) —12 ···································			65 Ø 7 (3) —12 ······				
第 42 条の	11、第42条の12の2、	第 42 条の 12 の 3 ···········	····································				
(1)			(1)				
(2) 措置法第45条第2項	及び第46条の3から第48	3 <u>条まで</u> これ	(2) 措置法第 46 条の 3 だ	いら第 48 条まで	······これらの <u>条</u> ······		
らの <u>規定</u> ······	••						
(注) 1			(注) 1				
2			2				

#### 二十六 第65条の13及び第65条の14(認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例)関係

改	正	後	改	正	前
		(廃 止)	第 65 条の 13 及び第 65 条	の 14 《認定事業用地適፤	E化計画の事業用地の区域内に
				ある土地等の交換等	等の場合等の課税の特例》関係
		(廃 止)	(遊休資産の交換)		
				条の 13 第 1 項又は第 4 項	<b>質の規定は、現に事業の用に供</b>
			していない固定資産につ	いて同条第1項各号に持	<b>渇げる交換又は譲渡(同項に規</b>
			定する認定計画に従って	するものに限る。以下	「交換等」という。)をした場
			合にも適用があることに	留意する。	
			強 措置法第 65 条の 13	及び第 65 条の 14 の規定	定は、法第2条第20号に規定す
			る棚卸資産については	は適用がないのであるが、	不動産売買業を営む法人の有
			する土地で、当該法人	、が使用し、若しくは他に	こ貸し付けているもの(販売の
			目的で所有しているも	ので、一時的に使用して	又は他に貸し付けているものを
			除く。)又は当該法人	が具体的な使用計画に基	基づいて使用することを予定 <u>し</u>
			相当の期間所有してい	いることが明らかなものに	は、棚卸資産に該当しない。

改	正後		改	正	前
		(廃 止)	(交換等の対象となる隣	接土地の範囲)_	
			65の13-2 措置法第6	5条の13第1項に規定する	隣接土地には、立木その他独
			立して取引の対象とな	:る土地の定着物は含まれな	いのであるが、その土地が宅
			地である場合には、庭	木、石垣、庭園(庭園に附	属する亭、庭内神し(祠)そ
			の他これらに類する附	属設備を含む。) その他こ	れらに類するもののうち宅地
			と一体として交換等が	されるもの(建物及びこれ	に附属する設備並びに構築物
			に該当するものを除く	。) は含まれる。	
		(廃 止)	(土地の上に存する権利	<u> )</u>	
			65 の 13-3 措置法第 6	5条の13第1項に規定する	「隣接土地の上に存する権利」
			とは、地上権、永小作	権、地役権又は土地の賃借	権をいい、租鉱権、採石権等
			のように土地に附帯す	るものであっても土地その	ものを利用することを目的と
			しない権利は含まれな	いことに留意する。	
		(廃 止)		地の区域内の土地建物等を	
					ひ13 第1項に規定する所有隣
					号に規定する認定事業者(以
			•		<b>瓦に規定する認定事業用地</b> (以
			•		内にある同号に規定する土地
					当該認定事業用地の区域内に
					という。) を取得したときは、
					iは、交換差金に該当するもの
				34項の規定を適用する。	在中心体 4 在 5 担己 5 岁 巴之
					項又は第4項の規定の適用を
			<u> </u>	事業用地内土地建物等を取行	<u> 导資産として法第50条第1項</u>

- 1
65
1

改	正	後	改	正	前
			若しくは第5項又は措置活	去第65条の9若しくは第	65条の10の規定の適用を受
			けることはできないので	あるから留意する。	
		(廃止)	(所有隣接土地等とそれ以外	<b>外の資産を交換等により</b>	<u>襄渡した場合)</u>
			65 の 13-5 認定事業用地の	の区域内と区域外にまた	がる一の土地等(土地又は土
			地の上に存する権利をい	う。以下同じ。)につい	て、交換等をした場合には当
			<u>該交換等により譲渡した</u>	上地等のうち当該認定事	業用地の区域内の土地等に係
			る部分についてのみ措置?	去第65条の13第1項又は	第4項の規定の適用がある。
			この場合において、当記	该区域内の土地等につい`	てこれらの規定の適用を受け
			るときの当該区域外の土地	世等の交換等については、	法第50条第1項若しくは第
			5項又は措置法第65条の	2第1項、第65条の7第	写1項 (同法第 65 条の8第7
			項において準用する場合を	を含む。) 若しくは第 65	条の7第9項(同法第65条
			の8第8項において準用で	する場合を含む。)、第	65 条の 9 若しくは第 65 条の
			10 の規定の適用を受ける	ことはできないのである	から留意する。
		(廃止)	(民間都市開発推進機構から		
					定する所有隣接土地等の譲渡
			及び民間都市開発推進機構	<u>構からの土地建物等の譲</u>	受けの方法は、所有隣接土地
					<u> </u>
			された、次に掲げる事項を	を定めた契約に従って行	う方法をいうのであるから留
			<u>意する。</u>		
			(1) 所有隣接土地等を有っ	する法人が認定事業者に	対して所有隣接土地等を譲渡
			<u>,                                    </u>	<b>7</b>	<u> 有隣接土地等を有する法人に</u>
			対し、民間都市開発の推	進に関する特別措置法所	則第 17 条第3項に規定する
			事業見込地の一部(以	下「譲受け事業見込地」。	という。) を譲渡すること。

改	正	後	改	正	前
			(2) 次のイ又は口に掲げる	るいずれかの事項	
			<u>イ</u> 所有隣接土地等を	有する法人が認定事業者	に対して行う当該所有隣接土
			地等の譲渡の対価に	目当する金額を、認定事	業者が、民間都市開発推進機
			構に対して支払うこ	と並びに所有隣接土地等	を有する法人と民間都市開発
			推進機構の間で、当記	亥所有隣接土地等及び譲	受け事業見込地の対価の差金
			を授受すること。		
			口 民間都市開発推進	機構が所有隣接土地等を	有する法人に対して行う譲受
			け事業見込地の譲渡の	の対価に相当する金額を	、認定事業者が、民間都市開
			発推進機構に対して	支払うこと並びに所有隣	接土地等を有する法人と認定
			事業者が当該所有隣担	接土地等及び譲受け事業	見込地の対価の差金を授受す
			<u>ること。</u>		
		(廃止)	(土地建物等が交換取得資産)	<b>産等に該当するかどうか</b>	の判定)_
			<u>65 の 13-7</u> 法人の取得した	と土地建物等が措置法第	65条の13第1項に規定する
			交換取得資産等(以下「2	交換取得資産等」という	。) に該当するかどうかを判
			定する場合において、その	の取得した土地建物等が	同項各号に規定する認定計画
			に係る認定事業用地の区域	或以外の地域内にあるか	どうかは、その土地建物等を
			取得した時の現況による。	_	
		(廃止)	(2以上の交換取得資産等る	を取得した場合における	圧縮限度額の計算)_
			<u>65 の 13-8</u> 2以上の交換国	取得資産等を取得した場	合における個々の交換取得資
			産等に係る措置法第65条	の 13 第 1 項に規定する	圧縮限度額は、同項に規定す
			る交換譲渡資産等(以下	「交換譲渡資産等」とい	う。)の譲渡直前の帳簿価額
			に当該交換取得資産等の国	取得価額の合計額のうち	に占める個々の交換取得資産
			等の取得価額の割合を乗り	こて計算した金額による	<u> </u>

改	正	後	改	正	前
		(廃止)	圧縮記帳をする場合の計算) 65 の 13-9 法人が、その	_ 取得した交換取得資産等	分の譲渡対価の額とをもって について措置法第 65 条の 13 いて、当該交換取得資産等の
			取得に充てられる金額と 額と当該事業年度前の事 には、当該連結事業年度)	してその取得の日を含む 業年度(その事業年度が における譲渡対価の額	事業年度における譲渡対価の 連結事業年度に該当する場合 (特別勘定の経理の対象とな てたものとするかは法人の計
		(廃止)	「交換又は譲渡に要した経産等に係る仲介手数料その等に関する契約の一環と建物等につき取壊し、除こにおけるその取壊し等に	等に係る措置法第65条の 経費」には、交換等に当 の他その交換等に要した して、又は当該交換等の 去、移転等(以下「取壊 より生じた損失の額(当	2013第2項第3号に規定する たり支出した当該交換譲渡資 経費の額のほか、土地の交換 ために当該土地の上に存する し等」という。)をした場合 該取壊し等に伴って生ずる発 伴い借家人に対して支払った
		(廃止)	簿価額に加算すべき交換	条の13第2項第3号の規 等に要した経費の額を計	算) 定により交換譲渡資産等の帳 算する場合において、同時に は、当該交換等に要した経費

I
89
1

改	正	後	改	正	前
			の額は、原則として個々の	の所有隣接土地等につき	その交換等に要した経費の額
			を区分して計算するのでは	あるが、個々の所有隣接	美土地等ごとの区分計算が困難
			であるときは、個々の所を	有隣接土地等の価額の比	<b>公等の合理的な基準によりあん</b>
			分して計算した金額による	ることができる。_	
		(廃止)	(譲渡経費の支出が遅れる)	<b>坦</b> 今の圧綻記帳笙の計管	「の言用敷)
		()発 止)			
					でする経費を支出することとな
					の14の規定による圧縮記帳又
				(は、)(に)的() る場合に	<u>に応じ、それぞれ次の取扱いに</u>
			準ずるものとする。	ロナムも古光ケ南にない	マ 羽束坐左座 (フの束坐左
					て、翌事業年度(その事業年
					正結事業年度)以後に当該交換
					: が予定されている場合 64(3)
			- 8 及び 64(3)-10 の取	<del></del>	
					交換等に要する経費の額の見
					[は、当該交換等があった日を
			<u> </u>	て未払金に計上すること	
			(2) 当該交換譲渡資産等(	の交換等に伴い当該特別	勘定を設けた事業年度(その
			事業年度が連結事業年月	度に該当する場合には、	措置法第 68 条の 85 の規定に
			より特別勘定を設けた	当該連結事業年度)後の	事業年度において当該交換等
			に要する経費を支出した	た場合 64(3)-11の取技	<u> </u>
		(廃 止)	(譲渡対価の額等の計算に	誤りがあった場合の損金	<b>算入額</b> )_
			65の13-13 措置法第65 第	条の13第1項又は第4項	<b>の規定を適用する場合におい</b>
			て、圧縮限度額が法人の申	告に係る金額と異なる	こととなったときにおいても、

改	正	後	改	正	前
					申告書等又は同条第6項に規 の額に算入した金額を限度と
		(廃止)	において準用する場合を含 ては、その取得価額の一部 金から成るときであっても	の 13 第 1 項(同法第 65 置法第 65 条の 13 第 4 む。) の規定の適用を が交換差金又は交換譲 、措置法第 65 条の 13	<u> </u>
		(廃止)		第1項に規定する確定 であっても、措置法規則	申告書の提出期限の延長の特 川第 22 条の 9 の 2 第 4 項に規 た日を含む事業年度終了の日
		(廃止)	の翌日から2月以内に行わ (特別勘定の金額が1,000万 65の13-16 措置法第65条 が1,000万円未満のもので する。	円未満のものであるか の 14 第 11 項及び第 12	どうかの判定)_

ı	
70	
1	

_Τι	こ 第 00 余の 4 (国外関)	里有 との取りによ	もの味悦の特別/ 渕木				
	改	正	後	Ç	<b></b>	正	前
(比	較対象取引の意義)			(比較対象取引	の意義)		
66の	4(3) -1			66の4(3) −1			
(1)				(1)			
(2)				(2)			
(3)				(3)			
(4)				(4)			
(5)				(5)			
	場合に <u>おけ</u>	<u>る、66の4(3)-1</u>	の(2)、(3)又は(6)から(9)まで		場合に <u>おいて</u>	$\frac{6604(3)-10(2)}{}$	<u>(3)、(3)、(6)又は(7)</u> ········
(6)				(6)			
(7)				(7)			
(8)	措置法令第 39 条の 12 第 8	項第4号に掲げる力	方法 国外関連取引に係る棚				
<u>.</u>	卸資産と同種又は類似の棚卸	資産を、非関連者な	から購入した者が当該同種又				
	は類似の棚卸資産を非関連者	に対して販売した耳	5引(当該取引と国外関連取				
-	引とにおいて売手の果たす機	能その他に差異がな	ある場合には、その差異によ				
-	り生じる同号に規定する割合	の差につき必要な訓	<b>凋整を加えることができるも</b>				
-	のに限る。)_						
(9)	措置法令第 39 条の 12 第 8	項第5号に掲げる力	方法 国外関連取引に係る棚				
: -	卸資産と同種又は類似の棚卸	資産を、購入(非関	連者からの購入に限る。) そ				
-	の他の行為により取得した者	が当該同種又は類似	以の棚卸資産を非関連者に対				
-	して販売した取引(当該取引	と国外関連取引とは	こおいて売手の果たす機能そ				
-	の他に差異がある場合には、	その差異により生し	ごる同号に規定する割合の <u>差</u>				
	につき必要な調整を加えるこ	とができるものに阝	艮る。)_				

改	正	後	ਰੁ	攵	正	前		
(同種又は類似の棚卸資産の	意義)		(同種又は類似	の棚卸資産の意義	į)			
66 Ø 4(3) -2 ······			66 O 4(3) -2 ···································					
	39条の12第6項、第7	項並びに第8項第1号イ、		··· <u>措置法令第 39</u> §	条の12第6項、	第7項並びに第8項第1号イ、		
同号ハ(1)及び第2号から	第 5 号まで <sub>・・・・・</sub> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		同号ハ(1)、第	男 <u>2号及び第3号</u> ・				
	39条の12第8項第1号	- イ、同号ハ(1)及び第2号		…措置法令第 39 🤄	条の 12 第 8 項第	1号イ、同号ハ(1)、第2号及		
<u>から第5号まで</u>			び第3号					
(準ずる方法の例示)			(準ずる方法の	例示)				
66 の 4(6) -1 措置法令第	39条の12第8項第2号	<del>-</del> から第5号まで	66 Ø 4(6) -1	措置法令第 39 多	条の 12 第8項第	2号及び第3号		
······· <u>同項第6号</u> ·······			…同項第4号	<u>1</u>				
(1)			(1)					
(2)			(2)					
	第 39 条の 12 第 8 項第 2	号 <u>又は第4号</u>		措置法令第3	9条の12第8項	第2号		
(達)			(注) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					

## 二十八 第66条の6~第66条の9《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係

改	正	後	改	正	前		
(適用対象金額等の計算)			(適用対象金額等の計算)				
66 Ø 6-9 ······			66 Ø 6-9 ······				
················ <u>800 万円</u> ······			······· <u>600 万円</u> ·····				

改	正	後	改	正	前			
(大法人により発行済株式等	 ≨の全部を保有される場		(大法人により発行済株式	等の全部を保有される場	合の適用対象金額の計算)			
66 Ø 6-10 Ø 2 ·············			66 Ø 6-10 Ø 2 ······					
······推置法第 5	57条の9第1項		推置法第	57条の10第1項				
選 1			∄ 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
2			2					
(外国法人税の範囲)			(外国法人税の範囲)					
66の6-20 措置法第66条6	カ7第1項 <u>並びに</u> 措置法	令第39条の14第2項第1号	66の6-20 措置法第66条	の7第1項 <u>及び</u> 措置法令	☆第39条の14第2項第1号…			
及び第39条の18第9項…								
— I I ## 00 #7 @ 40 // L	/ICTR							
二十九 第 66 条の 10 ((技	所研究組合の所得の	計算の特例》関係						
改	正	後	改	正	前			
第 66 条の 10 《打	技術研究組合の <u>所得の計</u>	<u>-</u> <u>·算</u> の特例》関係	第 66 条の 10 《技術研究組合の <u>所得計算</u> の特例》関係					
三十 第 67 条 《社会保険	<b>沴療報酬の所得の計</b> 算	<b>算の特例</b> )関係	Т					
改	正	後	改	正	前			
第67条《社会	第 67 条 《社会保険診療報酬の <u>所得の計算</u> の特例 <u>》</u> 関係			第 67 条 《社会保険診療報酬の <u>所得計算</u> の特例》関係				
(社会保険診療報酬の範囲)			(社会保険診療報酬の範囲)					
67—1			67—1					
(1)	••••		(1)					

				1			
	改	正	後		改	正	前
(2)				(2)			
(3)				(3)			
(4)				(4)			
(5)				(5)			
(6)	障害者の日常生活及び社	会生活を総合的にま	<u> 支援するための法律</u>	(6)	障害者自立支援法		
(7)				(7)			
(総.	収入金額の範囲)			(新	設)		
<u>67 – 2</u>	2の2 措置法第67条第1	項に規定する総収入	、金額とは、医療法人の営む医				
業	舌動から生ずる収益の額を	いうのであるから、	例えば、次の金額は含まれな				
V	ことに留意する。						
<u>(1)</u>	国庫補助金、補償金、保	険金その他これらに	<b>準ずるものの収入金額</b>				
(2)	固定資産又は有価証券の	譲渡に係る収益の額					
(3)	受取配当金、受取利子、	固定資産の賃貸料等	営業外収益の額				
<u>(4)</u>	貸与寝具、貸与テレビ、	洗濯代等の収入金額					
<u>(5)</u>	医薬品の仕入れ割戻しの	<u>金額</u>					
<u>(6)</u>	電話使用料、自動販売機	等の手数料に係る収	7.入金額				
<u>(7)</u>	マスク、歯ブラシ等の物	品販売収入の額					

### 三十一 経過的取扱い

改	正	後		改	正	前
(経過的取扱い…改正前の	措置法等の適用がある場合	·)_	(新 設)			
改正法令(所得税法等	の一部を改正する法律(平)	成 25 年法律第 5 号)、租	<u>说</u>			
特別措置法施行令の一部	を改正する政令 (平成 25 年	三政令第 114 号) 及び租税	<u>寺</u>			
別措置法施行規則の一部	を改正する省令 (平成 25 年	三財務省令第 21 号) をいう	0_			
以下同じ。) による改正	前の措置法、措置法令及び	「措置法規則(改正法令の	<u>付</u>			
<u>則により読み替えて適用</u>	される改正前の措置法、措	置法令及び措置法規則を	<u>含</u>			
む。)の規定の適用を受	ける場合の取扱いについて	は、この法令解釈通達に	<u>t</u>			
る改正前の租税特別措置	法関係通達(法人税編)の	取扱いの例による。				

- 14 -